

第四章

資料編

1 アンケート概要

(1) 奈良市「食育・地産地消」に関する意識調査

目的：食生活の状況と食を通じたコミュニケーションの状況などを把握し、第3次奈良市食育推進計画の推進状況評価と本計画策定のための基礎資料として活用する

対象：奈良市内に居住する18歳以上75歳未満2,200人

方法：18歳以上70歳未満はwebアンケートフォーム、70歳以上75歳未満は調査票もしくはwebアンケートフォームを用いた無記名回答

期間：令和3年2月15日～同年3月1日

結果：

	発送数（人）	回答数（人）	回答率
18歳以上70歳未満	1,924	445	23%
70歳以上75歳未満	270	178	66%
無回答	—	8	—
合計	2,194	631	29%

(2) 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

目的：対象となる世帯の地産地消率及び意識の実態を把握するとともに、回答者本人に対して、産地に注目して食材を購入する意識向上と、地元農産物を周知する

対象：奈良市内の市立小学校・中学校に通う児童・生徒を持つ世帯 約23,000世帯

方法：児童・生徒に配布しているタブレット端末等を用いたwebアンケートフォームによる無記名回答

期間：令和2年12月24日～令和3年2月5日

結果：

	調査対象数（人）	回答数（人）	回答率
小学1、2年生	4,996	811	16%
小学3～6年生	10,346	2,441	24%
中学1～3年生	7,311	1,772	24%
合計	22,653	5,024	22%

(3) 奈良市「地産地消」に関する食材の仕入れ状況調査

目的：食材の仕入れ状況から市内飲食店等における地産地消に関する現状を把握し、本計画策定のための基礎資料として活用する

対象：保健所に登録のある奈良市内飲食店等約3,000件

方法：webアンケートフォームを用いた無記名回答（記名も可）

期間：令和3年2月26日～同年3月26日

結果：

発送数（件）	回答数（件）	回答率
3006	176	6%

2 奈良市食育・地産地消推進会議委員名簿

委嘱期間：令和3年9月2日～令和5年9月1日

		氏名	団体名	役職等
食育	1	いわはし あきこ 岩橋 明子	帝塚山大学	現代生活学部食物栄養学科 准教授／ヘルスチーム菜良顧問
	2	たきがわ きよし 瀧川 潔	NPO 法人奈良の食文化研究会	理事長
	3	みょうじん ちほ 明神 千穂	奈良県栄養士会奈良市支部	支部長
	4	やまなか あつよ 山中 淳代	奈良市立大宮小学校	栄養教諭
地産地消	5	いな の れいこ 稲野 玲子	市民生活協同組合ならコープ	理事会理事
	6	うじ ともひで 宇治 知英	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー	食品部長
	7	てらだ のぶてる 寺田 暢晃	奈良県農業協同組合	奈良・天理・山辺地区統括部 部長
	8	はぎはら けんじ 萩原 健司	奈良市4Hクラブ	相談役
	9	ますい よしひさ 増井 義久	奈良市飲食店組合	組合長

3 奈良市食育・地産地消推進会議規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 31 号

改正

平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号

平成 31 年 3 月 25 日規則第 9 号

令和元年 7 月 1 日規則第 7 号

令和 3 年 10 月 8 日規則第 33 号

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）第 3 条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条の規定により、奈良市食育・地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市の食育・地産地消推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育及び地産地消の推進に関する重要事項についての審議及び施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第 8 条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）別表第 3 項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、農政課にて行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第36号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市食育推進会議規則第9条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月8日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に奈良市食育推進会議の委員である者は、この規則による改正後の奈良市食育・地産地消推進会議規則第3条第2項の規定により、奈良市食育・地産地消推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、奈良市食育推進会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。